

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区立上板橋第三中学校維持改修その他工事請負契約の契約変更

2 契約の相手方

東京都板橋区双葉町35番12号

株式会社ノエマエンジニアリング

代表取締役 黒木 修

3 契約変更の概要

(1) 変更理由

本契約は、令和5年6月23日に板橋区議会の議決を得たものである。

給食室既存床表面を撤去したところ、既存床モルタル下地が全面にわたり浮いていることが判明したため、脆弱部を撤去し、これに伴い仕上げとなる塗床の厚みが増したため、塗床仕様を変更した。

また、内装の撤去工事を行ったところ、廊下の床、天井及び外壁に、現行法令上必要となる耐火仕様に適合していない箇所が判明したため、適合させた。

さらに、体育館アリーナ床下地を撤去したところ、既存床スラブ面が全面にわたり不陸があることが判明した。体育館アリーナ新規床下地を設置するのに、スラブ面が平滑である必要があるため、既存床スラブ面の不陸調整行うことから契約金額の変更（増額）を行った。

(2) 契約金額の増額

契約金額（税込）

変更前	452,001,000円
変更後	463,474,000円
増加額	11,473,000円

4 専決処分年月日

令和7年10月30日

5 参考

本契約のこれまでの契約変更（契約金額の変更）は以下のとおり。

(1) 令和5年8月28日付契約金額の変更（増額）

適切な施工の確保に資するため、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置に基づく契約変更。

(2) 令和6年7月19日付契約金額の変更（増額）

急激なインフレーションにより、契約金額が著しく不適當となったため、工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約変更。

(3) 令和6年12月19日付契約金額の変更（増額）

内装の撤去工事を行ったところ、廊下の床、外壁及び教室の間仕切壁に、現行法令上必要となる耐火仕様に適合していない箇所が判明したため、適合させる工事を行う必要があったことによる契約変更。

(4) 令和7年5月15日付契約金額の変更（増額）

急激なインフレーションにより、契約金額が著しく不適當となったため、工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約変更。